

自然科学研究機構分子科学研究所装置開発室規則

平成16年4月1日
分研規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第46条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構分子科学研究所装置開発室（以下「装置開発室」という。）の組織運営について自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 装置開発室は、分子科学の研究に必要な実験装置の設計及び製作を行うとともに、実験装置の研究開発を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 装置開発室に、次の職員を置く。

- 一 装置開発室長
- 二 上席研究員
- 三 主任研究員
- 四 技術職員及びその他の必要な職員

(運営委員会)

第4条 分子科学研究所に、装置開発室の運営に関する重要事項を審議し、分子科学研究所長の諮問に応じるため、分子科学研究所装置開発室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、分子科学研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年分研規則第1号）

この規則は、平成18年1月27日から施行する。

附 則（令和5年分研規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する